

## 株式会社檜の木 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの 2年
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など  
制度の周知や情報提供を行う

<対策>

令和 4年 4月～ 法に基づく諸制度の調査

令和 4年 9月～ 制度に関するリーフレット等を社内掲示

目標2：年次有給休暇取得率の促進。

取得日数を1人当たり平均年間6日以上( )とする。

( 1年間の付与日数が10日以上の社員を対象とする。)

<対策>

令和 4年度～ 休暇の取得について周知し、取得の推進を図る。

職員全員に計画的に付与する。

毎年10月に有給休暇取得状況を取りまとめ、管理職会議にて全体の取得状況を確認、把握し、取得率向上を図る。